

埼玉県坂戸保健所管内食品及び環境衛生関係 の優良施設表彰、衛生功労者表彰及び優良従業員表彰要綱

第1 目的

埼玉県坂戸保健所管内住民の日常生活に深い関係のある食品及び環境衛生の推進のために、率先して献身的に努力し、その成果が顕著である者の功績を顕彰し、公衆衛生の向上を図る。

第2 顕彰の種類

保健所長顕彰

第3 顕彰の対象

次に掲げるものであって、食品及び環境衛生の向上に著しく功績のあったものとする。

- 1 食品衛生法による許可営業を営む者及びその従業員
- 2 食品衛生に関する条例による許可営業を営む者及びその従業員
- 3 旅館業法による許可営業、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場及び興行場（映画・演劇又は演芸に係る営業）を営む者及びその従業員

第4 顕彰の手続

衛生功労者及び優良従業員にあつては、坂戸保健所管内の食品衛生協会長及び環境衛生協会長が、別に定める推薦基準に基づき保健所長顕彰を受けるべきものを選定し、別記様式1により保健所長に推薦するものとする。

- 2 優良施設にあつては、保健所長が別に定める選定基準に基づき、保健所長顕彰すべき者を選定するものとする。
- 3 保健所長は、管内食品衛生協会長及び環境衛生協会長から推薦のあったものの資格等を審査の上、適当と認められた者について顕彰するものとする。

第5 顕彰の方法

被顕彰者は別記様式2の表彰状を交付して行う。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する

附則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する